

# 第 編 子ども・子育ての現状

## 1. 少子化の現状と将来の見通し

全国の出生数は、第一次ベビーブームの昭和 24 年に約 270 万人、第二次ベビーブームの昭和 48 年に約 210 万人でしたが、その後減少を続け、平成 28 年には 100 万人を割り込み、平成 30 年には約 92 万人と過去最低の出生数となっています。

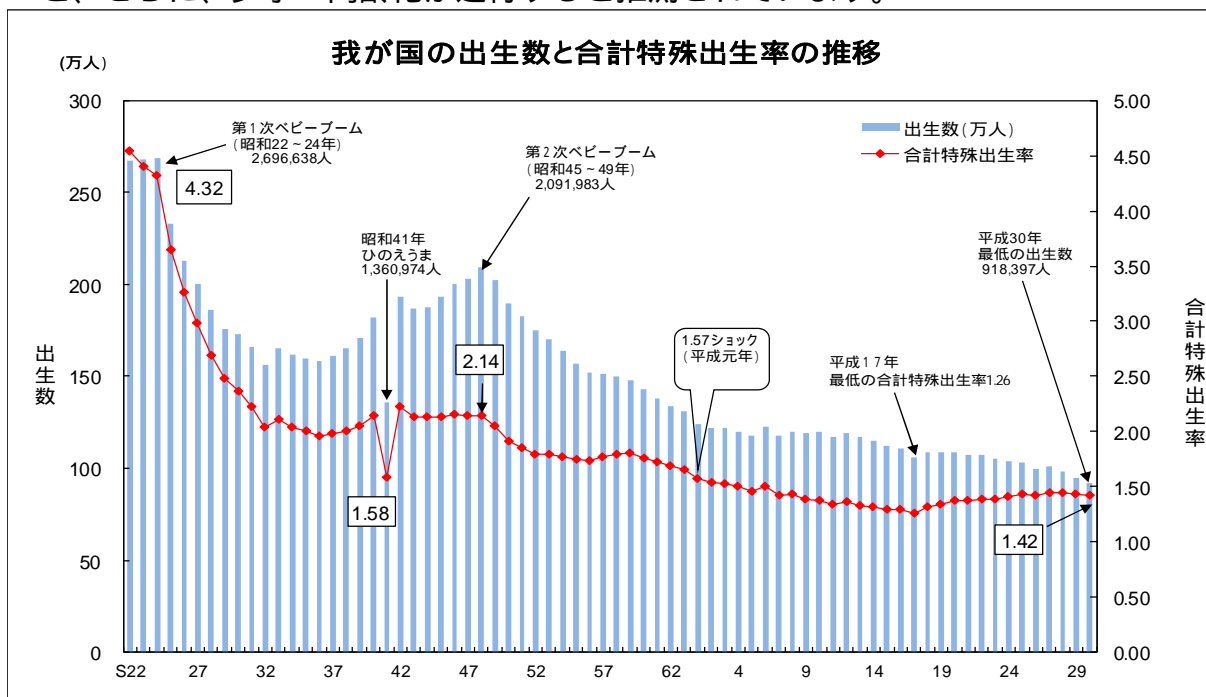
長崎県の出生数は、第一次ベビーブームの昭和 24 年に 61,145 人と最高値を示して以降、減少傾向が続いており、第二次ベビーブームの昭和 47、48 年に若干持ち直したものの、平成 30 年には 10,135 人とピーク時の約 6 分の 1 となっています。

合計特殊出生率は、全国で第一次ベビーブーム時に 4.32、第二次ベビーブーム時に 2.14 となって以降、低下を続け、平成 17 年には過去最低である 1.26 まで落ち込みました。その後、緩やかに回復していましたが、平成 28 年からは 3 年連続で微減し、平成 30 年は 1.42 となっており、人口規模が長期的に維持される「人口置換水準（現在は 2.07）」を下回る状態が約 40 年間続いています。

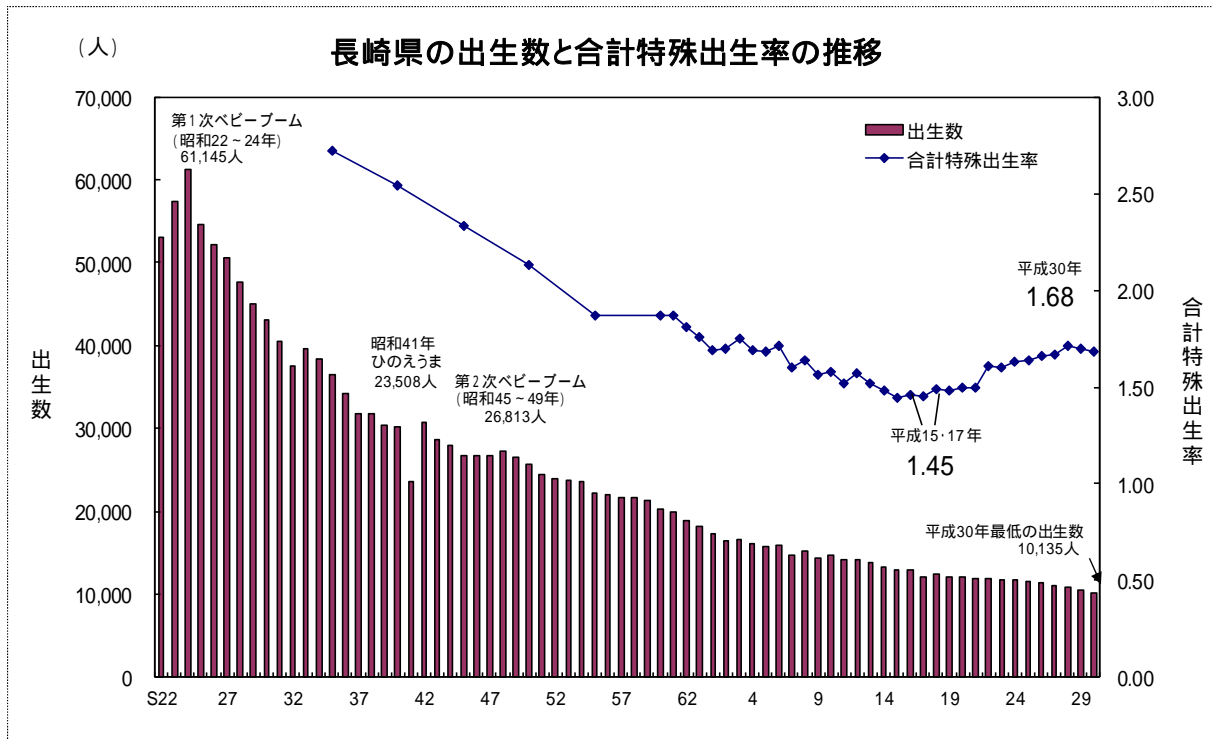
長崎県でも、平成 15 年と 17 年に過去最低の 1.45 となった後、緩やかに上昇し、平成 28 年には 1.71 まで回復しましたが、翌年から微減しており、平成 30 年は 1.68 となっています。全国に比べれば高い状況ですが、人口置換水準の 2.07 を大きく下回っているのが現状です。

平成 30 年に国立社会保障・人口問題研究所が公表した都道府県将来推計（中位推計）によると、長崎県の人口は、平成 27 年の 138 万人から 2045 年（令和 27 年）には約 98 万人に減少すると予測されていますが、これは、自然減少に加え、県外へ転出する社会的減少も要因となっています。

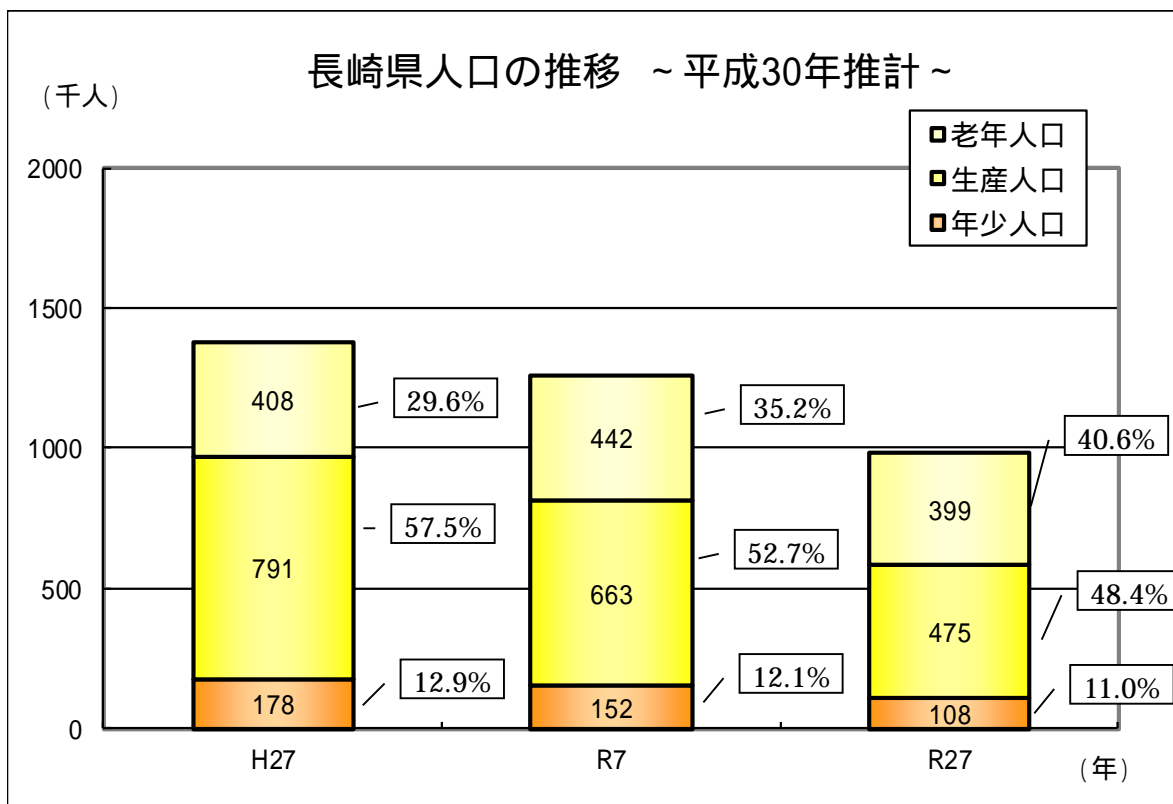
また、年齢別でみると、平成 27 年の年少人口比率（15 歳未満が総人口に占める割合）は 12.9%、老年人口比率（65 歳以上が総人口に占める割合）は 29.6% となっていますが、2045 年（令和 27 年）には年少人口比率は 11.0%、老年人口比率は 40.6% と、さらに、少子・高齢化が進行すると推測されています。



(資料：人口動態統計(厚生労働省))



(資料：人口動態統計(厚生労働省))



(資料：都道府県の将来推計人口(国立社会保障・人口問題研究所))

## 2. 少子化の要因と背景

### 未婚化・晩婚化・晩産化の進行

本県の未婚率は、25～29歳の女性で昭和55年に28.7%（全国23.9%）だったが、平成27年には57.8%（全国58.8%）、30～34歳では11.1%（全国9.1%）から33.9%（全国33.6%）へ、男性では25～29歳で昭和55年に51.1%（全国55.1%）だったが、平成27年には65.6%（全国68.3%）へ、30～34歳では18.2%（全国21.5%）から42.3%（全国44.7%）へと大幅に増加しています。

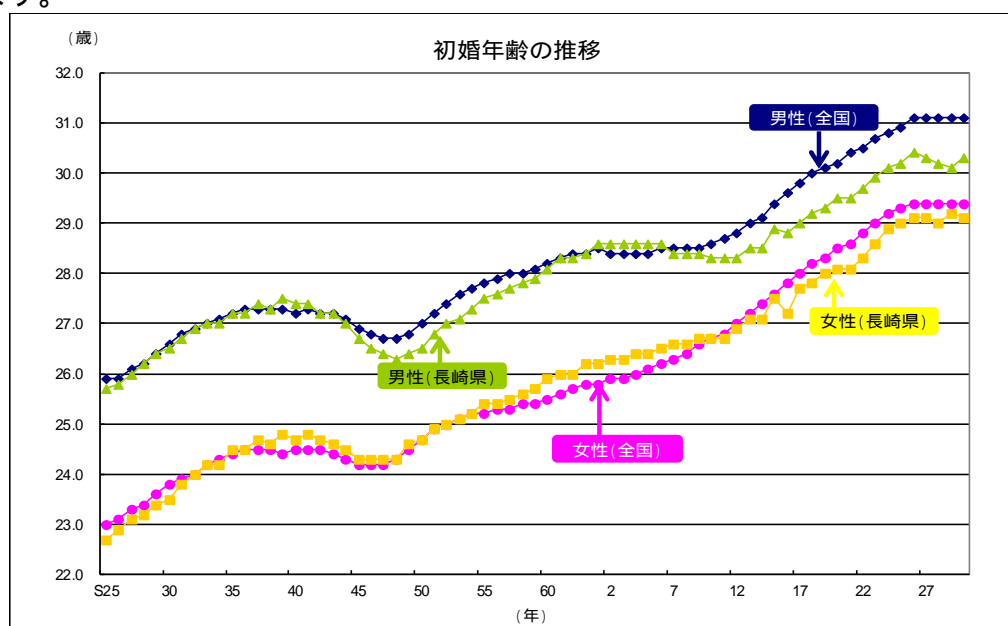
平均初婚年齢は、昭和58年に男性で27.8歳（全国28.0歳）、女性で25.6歳（全国25.4歳）であったのが、平成30年には男性で30.3歳（全国31.1歳）、女性で29.1歳（全国29.4歳）となっており、全国平均と同様に上昇しています。

また、晩婚化に伴い、出産したときの母親の平均年齢も遅くなるという晩産化の傾向もあらわれており、平成10年の第1子出産時が27.6歳（全国27.8歳）であったのが、平成29年には29.7歳（全国30.7歳）となっています。

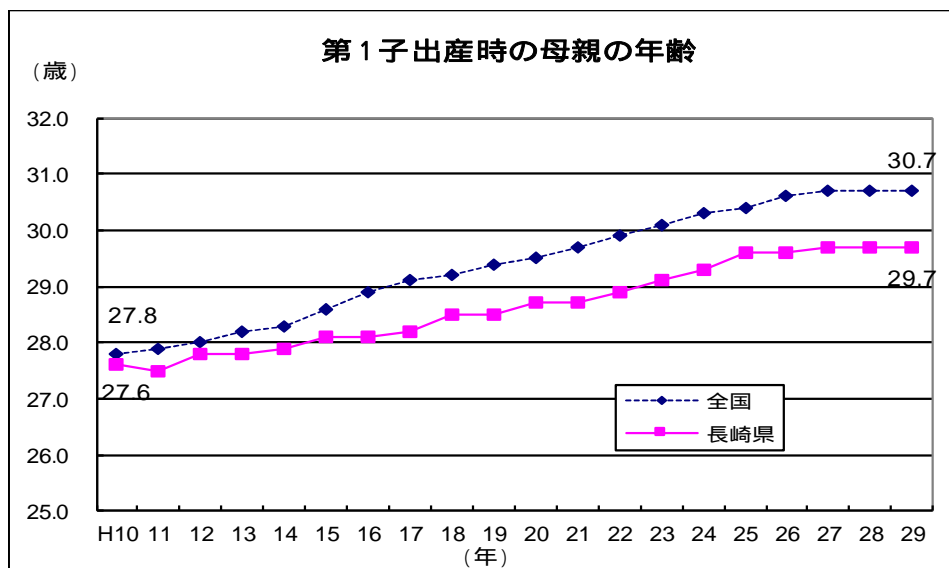
「長崎県少子化問題基礎調査」（平成31年3月～4月）によると、独身者の結婚への意向は、「ある程度の年齢までには結婚するつもり」が26.4%、「理想の相手が見つかるまでは結婚しなくてもかまわない」が45.6%、「一生結婚するつもりはない」が17.0%でした。

結婚する意思是、男女とも約7割ですが、前回（平成25年）の調査と比較すると、「ある程度の年齢までには結婚するつもり」が15.0ポイント、「理想の相手が見つかるまでは結婚しなくてもかまわない」が7.9ポイント低くなるとともに「一生結婚するつもりはない」が6.3ポイント高くなるなど、結婚する意思是前回より低下しています。なお、前々回（平成21年）調査時には「一生結婚するつもりはない」が9.2%であったことから、一生結婚しない考えは10年間で7.8ポイント上昇しています。

また、独身である理由については、「適当な相手にめぐりあわない」が49.2%、「必要性を感じない」が29.7%、「自由や気楽さを失いたくない」が26.5%などとなっています。



（資料：人口動態統計（厚生労働省））



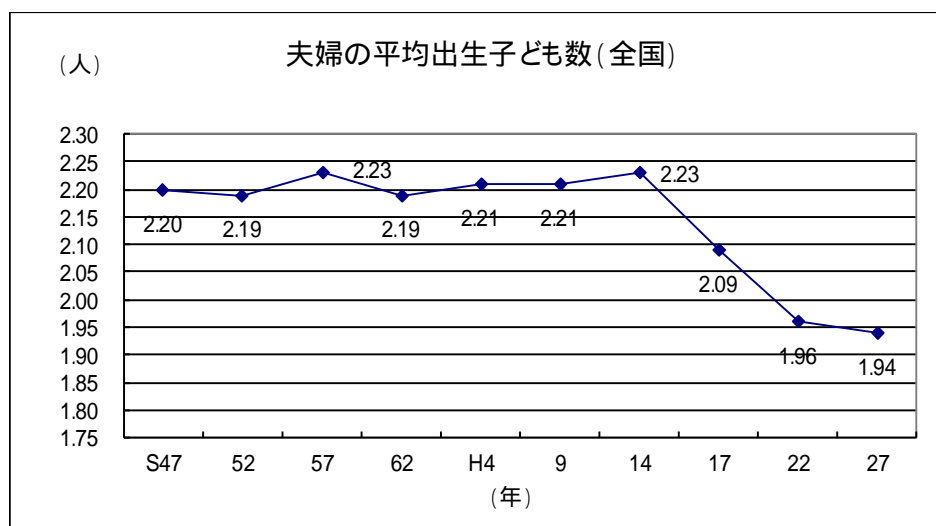
(資料：人口動態統計(厚生労働省))

### 夫婦の出生力の低下

全国の夫婦の平均出生子ども数については、昭和47年調査の2.20人から平成14年の2.23人まで、30年間にわたって同水準で安定していましたが、平成17年に2.09人となり、平成22年には1.96人と2人を割り込んだ後、平成27年には1.94人まで減少しています。

また、「長崎県少子化問題基礎調査」(平成31年3~4月)によると、子どもを持っている人の「理想の子ども数」は、平均2.74人で、「実際に持つことを考えている子ども数」は、平均2.32人であり、「実際に持つことを考えている子ども数」は、「理想の子ども数」より0.42人下回っています。なお、前回(平成25年)の調査結果と比較すると、「理想の子ども数」は前回2.82人を0.08人下回り、「実際に持つことを考えている子ども数」は前回2.43人を0.11人下回っています。

理想より実際に持つことを考えている子ども数が少ない理由は、「経済的負担が大きい」が61.4%、「年齢的に出産・子育てが無理だから」が47.4%、「仕事と子育ての両立が困難だから」が34.6%などとなっています。



(資料：出生動向基本調査(国立社会保障・人口問題研究所))

## 人口の流出

長崎県の5歳ごとの人口の増減を見てみると、平成25年から平成30年までの5年間に、15～24歳の層が減少しており、進学や就職の際に、県内の若者が県外に流出していることがうかがえます。

20歳前後で多くの人口が流出してしまうことで、県内で結婚、出産する人口が減少し、出生数の減少を招いていると考えられます。

年齢別推計人口の推移（長崎県）

年齢	H20.10.1			5年後	H25.10.1			5年後	H30.10.1		
	男	女	計		男	女	計		男	女	計
10～14歳	38,119	36,393	74,512	→	34,252	32,595	66,847	→	30,410	29,055	59,465
15～19歳	39,464	38,016	77,480	↘	35,641	34,687	70,328	↘	32,603	31,147	63,750
20～24歳	30,014	32,612	62,626	↘	26,401	27,217	53,618	↘	25,195	24,788	49,983
25～29歳	33,343	36,029	69,372	↘	29,853	31,646	61,499	↘	26,160	26,483	52,643

(資料:長崎県異動人口調査)

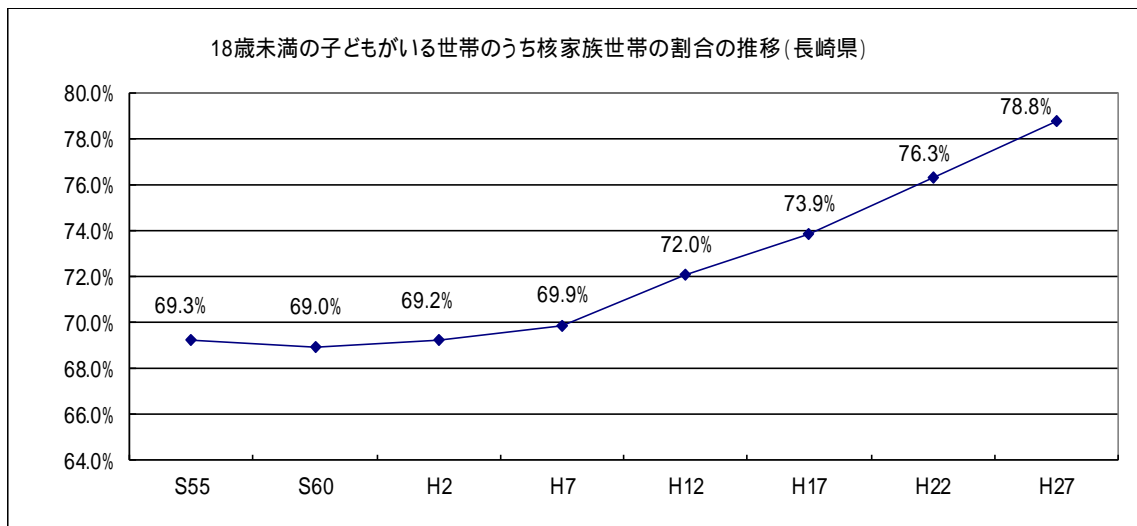
### 3. 少子化が与える影響

#### 家族の形態の変容

平成27年の「国勢調査」によると、本県の一般世帯人員は1,324,243人、一般世帯数は558,380世帯で、一世帯当たりの人員は2.37人となっています。平成2年と比較すると、一般世帯人員は1,522,268人から13.0%減少し、世帯数は501,901世帯から11.3%増加しており、一世帯当たり世帯人員数は3.03人から0.66人少なくなっています。これは、単身世帯や夫婦のみの世帯が増えたことによるものです。

また、世帯を家族類型別にみると、18歳未満の子どもがいる世帯のうち、核家族世帯の割合は、平成2年の69.2%から平成27年には78.8%と9.6%増加しています。

核家族化が進行し、地域社会における人間関係の希薄化とあいまって、子育て家庭の孤立化と子育てに対する負担感・不安感が増大しているものと考えられます。



(資料：国勢調査(総務省))

### 子ども同士の交流の機会の減少

子どもの数が減少すると、子ども同士、特に年齢の違う子どもたちや赤ちゃんとの交流の機会の減少、親の過保護や過干渉などにより、子どもの社会性が育まれにくくなるなど、子どもの健やかな成長への影響が懸念されます。

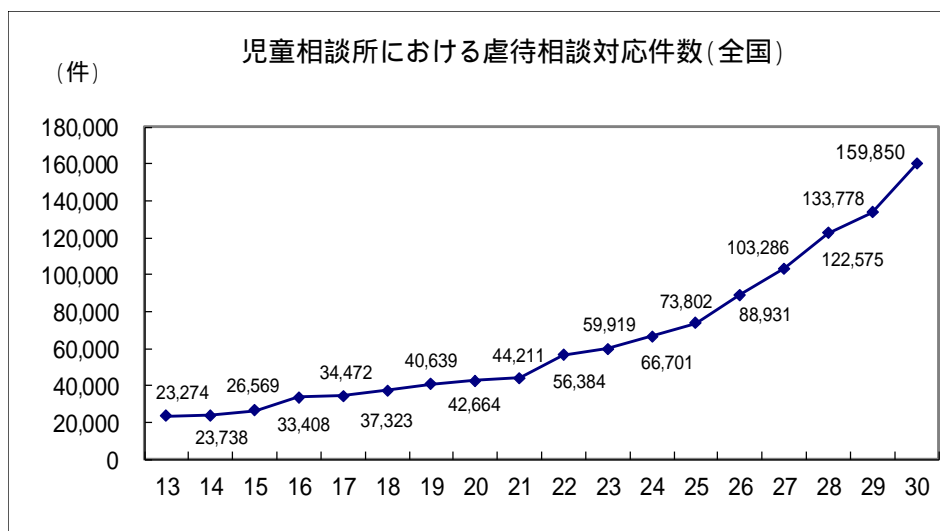
## 4. 子どもを取り巻く状況

### 児童虐待の状況

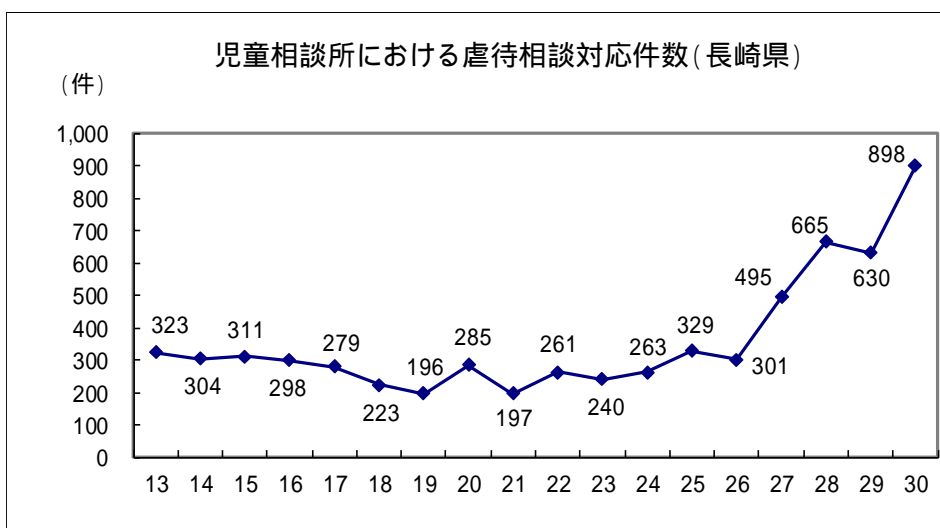
近年、少子化や核家族化の進行等に伴い、家族や地域の養育力の低下とともに、虐待や非行等さまざまな問題がでてきています。とりわけ、児童虐待は、全国的に児童相談所における相談対応件数が増加する中、虐待による死亡事例も発生するなど大きな社会問題となっています。

また、児童虐待は、子どもの健全な成長、発達を阻害し、子どもの心身に長期にわたり深刻な影響を与えることになるため、早期発見が重要であるとともに、社会全体で取り組んでいく必要があります。

本県の児童相談所における児童虐待相談対応件数は、平成12年に「児童虐待の防止等に関する法律」が施行されたことに伴い、急激に増加しました。その後、平成17年度から市町が児童家庭相談の窓口となり、相談先が増えたことで、年により増減を繰り返していましたが、平成26年度以降は増加傾向で推移し、平成30年度は前年度に比べ42.5%の増加となり、統計を取り始めた平成2年以降最高となりました。



(資料：児童相談所における児童虐待相談対応件数とその推移(令和元年8月厚生労働省))



(資料：長崎県子ども家庭課調べ(令和元年8月))

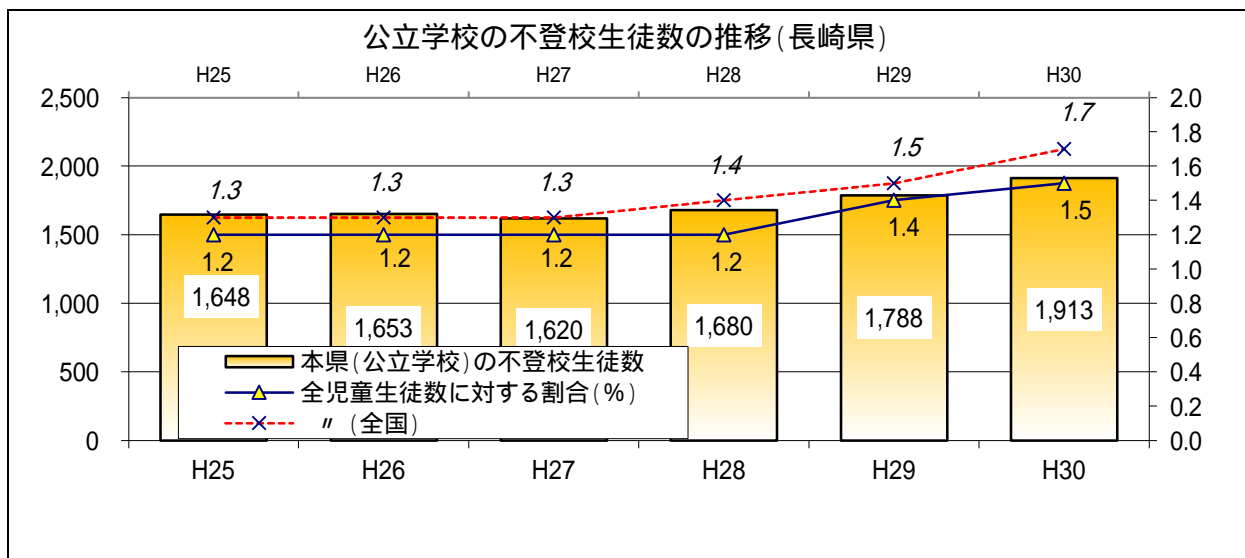
## いじめ・不登校の状況

いじめについては、子ども・家庭・学校等それぞれの要因が複雑に絡み合っており、全国でもいじめを苦にして自ら命を絶つ事例が相次ぐなど、大きな社会問題となっています。また、不登校については、本県でも全国と同様に増加傾向にあることから、教育相談体制を整備するなど最重要課題として取り組んでいます。

「平成 30 年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸問題に関する調査」（文部科学省）では、本県における公立学校のいじめの件数は 3,213 件であり、いじめの問題については、すべての学校の教職員が、「いじめはどの学校にでも起こりうる」という認識の下、日頃から児童生徒の理解に努め、未然防止、早期発見・解決に向けて一層取り組むことが必要です。

また、本県の不登校児童生徒数は 1,913 名であり、前年の平成 29 年から 125 名増加（うち公立小中学校全体では 136 名増加、公立高等学校では 11 名減少）しています。

なお、全児童生徒に対する不登校児童生徒数の割合は、全国平均 1.7 に対して本県は 1.5 でした。



(資料：平成 30 年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸問題に関する調査(文部科学省))

## 子どもの貧困の状況

平成 30 年度に実施した「長崎県子どもの生活に関する実態調査」では、算出された所得階層を分ける値(子どもの貧困線)は 97.2 万円であり、厚生労働省発表(平成 28 年調査)の 122 万円とは、調査対象、世帯所得の把握の方法等が異なるため、正確に比較は出来ませんが、県民所得と同様に(97.2 万円 / 122 万円 = 79.7%、2,388 千円(県民所得) / 3,059 千円(国民所得) = 78.1%)大きく下回っています。

現在の暮らしの状況について、全体の約 4 割の世帯が「大変苦しい」「やや苦しい」と感じており、特に、経済的に厳しい貧困線を下回る所得階層では、その割合が約 8 割にもものぼり、家計の状況としても「赤字であり、借金をして生活している」と「赤字であり、貯蓄を取り崩している」を合わせると赤字の家計は約 6 割にも達しています。



保護者の収入や家族形態により、子どもの規則的な生活習慣や、学習機会、理解度、向上心や自己肯定感などに差が生じており、特に子どもが希望する学校段階(学歴)の差となって現れています。

子どもの現在及び将来が、その生まれ育った環境によって左右されることのないよう、また、貧困が世代を超えて連鎖することのないよう、子どもの貧困対策は極めて重要です。

●家庭環境により子どもが希望する学校段階(学歴)に影響が見られる

- ・子どもが進学を希望する学校段階は、所得階層や家族形態により割合に差が生じており、保護者が期待する子どもの学校段階とはほぼ一致している。

(子どもが希望する進学先：①大学②高校)

I層①44.8%②28.1%、II層①25.5%②41.1%、A層①35.4%②34.5%、B層①43.0%②28.9%(中2)
--

(保護者が期待する進学先：①大学②高校)

I層①46.3%②26.4%、II層①23.1%②47.7%、A層①34.5%②34.9%、B層①43.9%②28.3%(中2)
--

層：貧困線を上回る世帯、層：貧困線を下回る世帯、A層：ひとり親世帯、B層：非ひとり親世帯

(資料：平成30年度長崎県子どもの生活に関する実態調査)

### メディア機器の普及による諸問題

青少年のネットや電子メディアをめぐっては、SNS等を起因とした事犯の被害や加害、ネットの特性などを理解していないことから生ずるコミュニケーション上のトラブルなど、懸念される問題が改善される傾向が見えない状況です。青少年を、ネット・電子メディアに係るトラブルから守り、成長・発達に見合ったネットや電子メディアの活用ができるように育てることは、緊急な対応を要する重要課題となっています。

平成30年度青少年のインターネット利用環境実態調査(内閣府)によると、青少年のインターネット利用状況は93.5%、学校種別に見ると、小学生が85.6%、中学生が95.1%、高校生が99.0%となっており、小・中学生に関しては、前年度より約10ポイント高くなっていることから、青少年の生活スタイルに欠かせないものとなっています。

本県の、平成30年度の児童生徒の携帯電話(含スマートフォン)の利用状況についての調査では、公立の小学生で35.1%、中学生で59.8%、高校生の94.7%が携帯電話を所持しており、中学生に関してはこの5年間で所持率が約30ポイント近く増加し、誰もが手軽にインターネットを利用できる環境にあるといえます。

今後は、世界保健機構(WHO)が国際疾病として正式に認証した、ネットゲームなどに過度に依存する「ゲーム障害」の増加や、電子メディア利用の低年齢化の進行が懸念されるなど予断を許さない状況です。

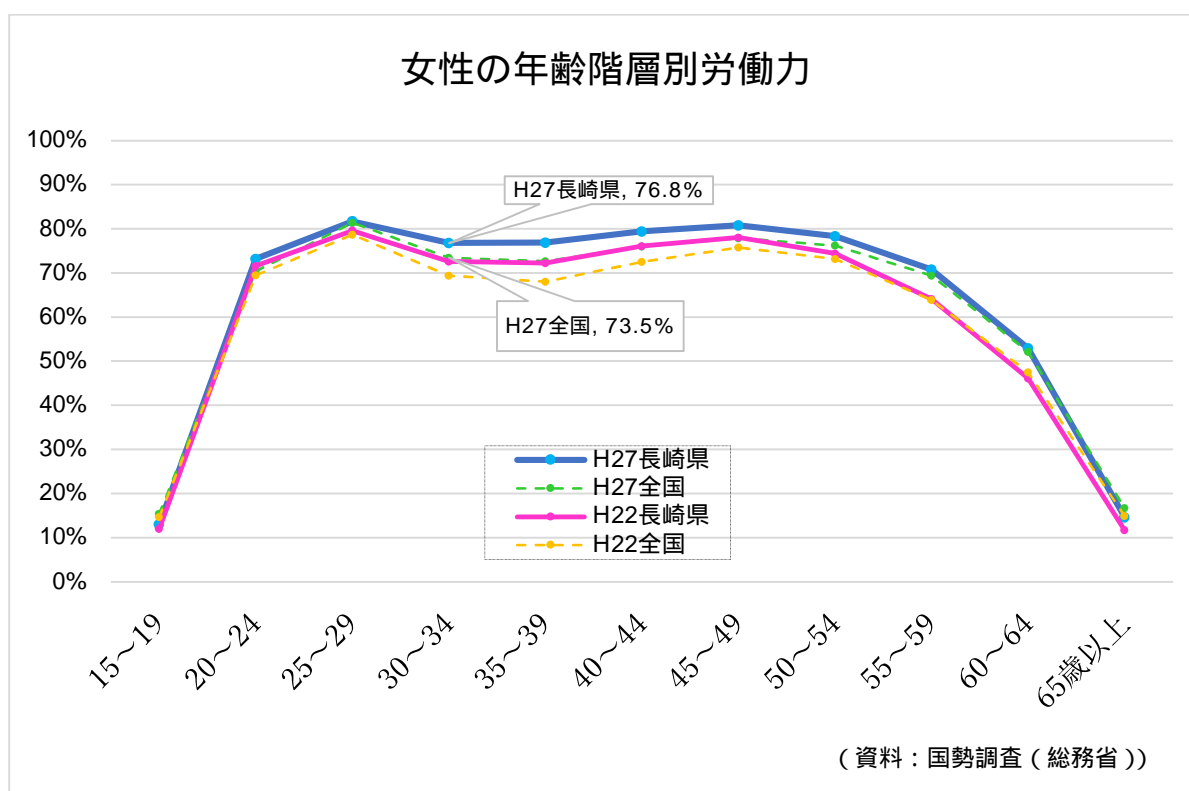
警察庁が発表した「SNSに起因する被害児童の現状」によると、平成30年中のSNSに起因する被害児童数は、全国1,811人(前年比-2人)本県16人(前年比±0人)であり、SNSを媒介とした被害件数は、全国的にも増加傾向であり、喫緊の課題として捉えていく必要があります。

## 女性の就業状況

平成 27 年の国勢調査により女性の労働力率（15 歳以上人口に占める就業者数及び完全失業者数の割合）を年齢階級別に見ると、30～34 歳を底とするいわゆる M 字曲線を描いており、出産・育児期に仕事を辞める人が多いことを示していますが、平成 22 年と比較すると、この曲線の谷が浅くなっています。

また、この層の本県の労働力率は 76.8%で、全国平均の 73.5%より高くなっています。

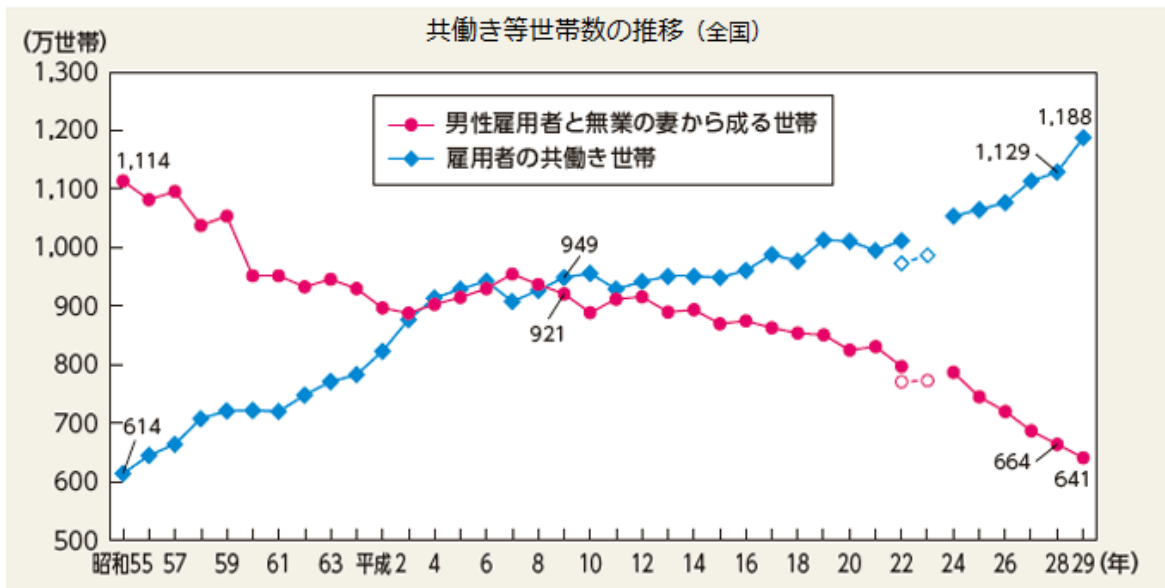
なお、「男女共同参画社会に向けての県民意識調査（平成 26 年度）」によると、就労をしていない女性のうち今後働きたいと考える方が、30 歳代では約 8 割、40 歳代では約 6 割いることがわかります。



## ライフスタイルの変化

平成 9 年以降、共働き世帯（夫婦ともに非農林業雇用者の世帯）が、専業主婦世帯（夫が非農林業雇用者で妻が非就業者の世帯）数を上回り、その後も増加傾向が続いています。平成 28 年の内閣府の「男女共同参画社会に関する世論調査」によると、「子どもができてずっと職業を続けたほうが良い」と考える人は 54.2%で、女性のみをみると 55.3%と、男性の 52.9%よりも高くなっています。また、第 1 子出産後も継続して就業する女性は 5 割を超えています。

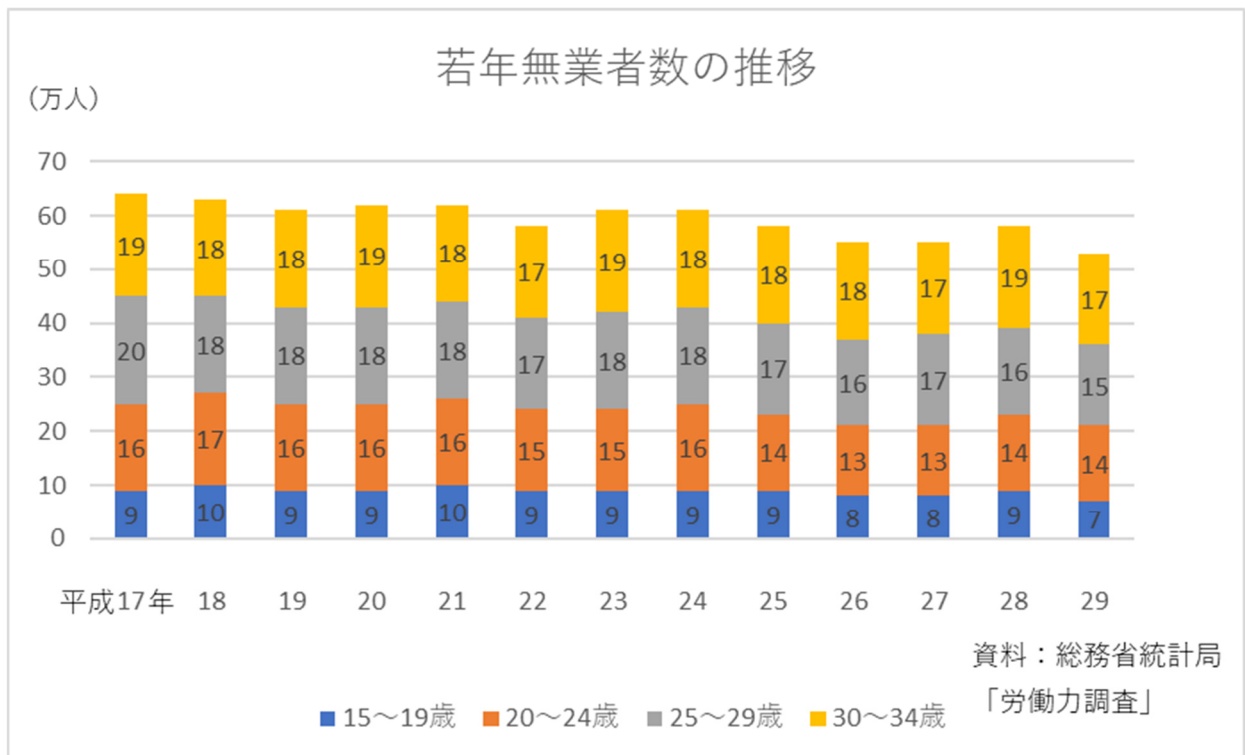
一方で、家庭生活においては、家事や育児等といった家庭的負担が、依然として女性に偏っているため、男性の家事・育児等への参画拡大が求められています。

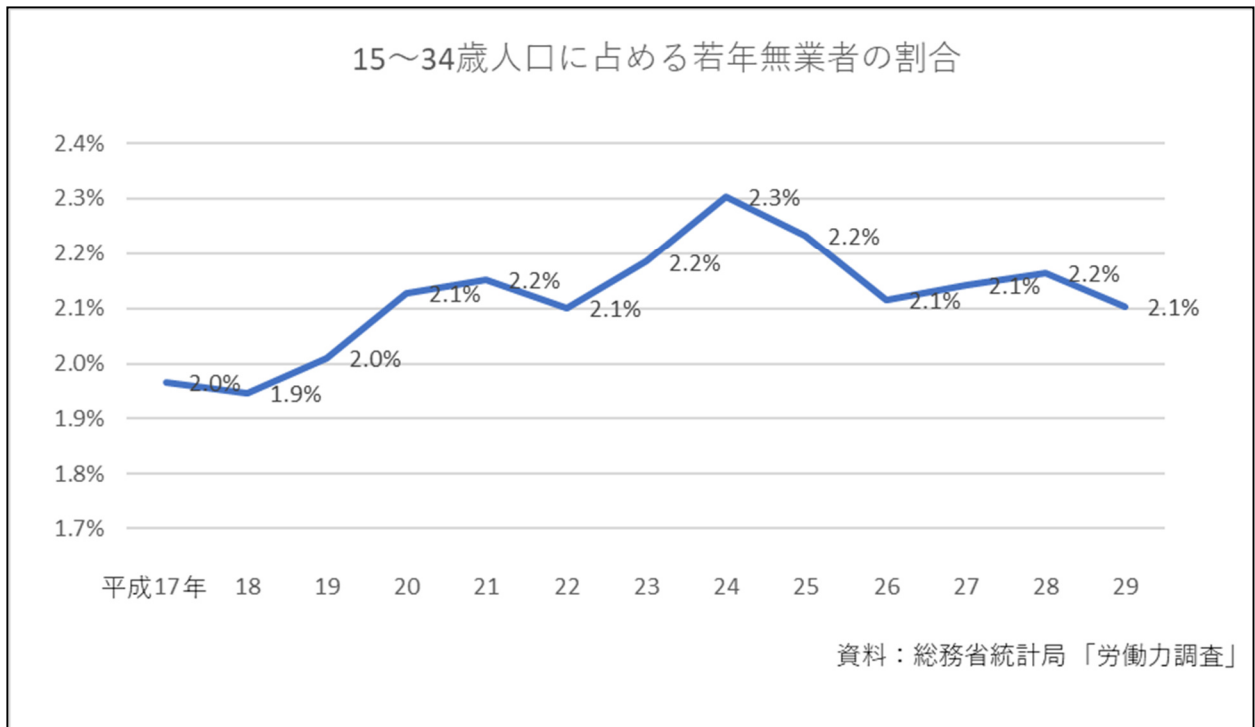


(資料：内閣府「男女共同参画白書(平成30年度版)」)

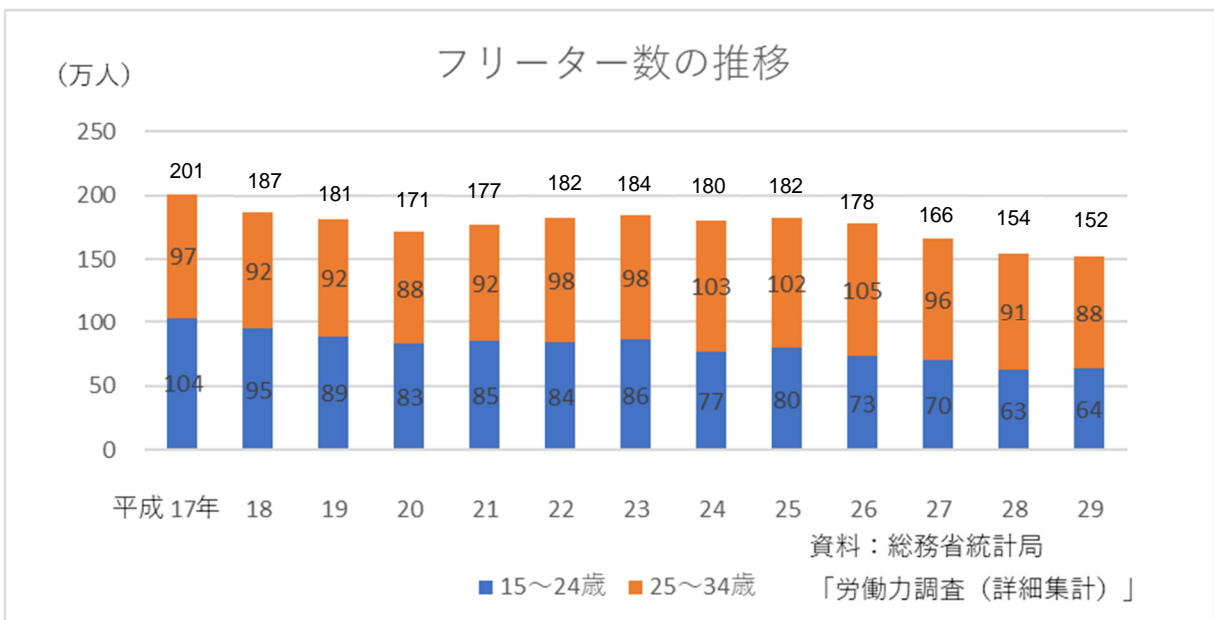
### 若年者の就業状況

総務省の「労働力調査」によると、全国でニート(15~34歳の非労働力人口のうち、家事も通学もしていない非就業者)の状態にある若者は、平成29年には54万人となっています。15歳~34歳人口に占める割合は2.1%程度の割合で大きな変動はなく推移しています。





フリーター（学生と主婦を除く 15～34 歳のうち、パート・アルバイト（派遣等を含む）及び働く意志のある無職の者）の数は、平成 26 年以降、減少傾向にあり、平成 29 年では 152 万人となっています。年齢階級別に見ると、平成 19 年に 25～34 歳のフリーター数が 15～24 歳を上回り、近年は全体の 6 割近くを 25～34 歳が占めています。



また、全国の新規学校卒業者の在職期間別離職率をみると、就職後 3 年以内に、中学校卒業生では就職者全体の 64.1%が、高等学校卒業生では 39.3%が、大学卒業生では 31.8%がそれぞれ離職しています（いずれも平成 27 年 3 月卒業生）。

## 5 . 子育て支援対策のこれまでの主な取組

平成 27 年 3 月に策定した前「長崎県子育て条例行動計画」に基づき、子育て環境の整備を進めてきました。

56 項目の数値目標のうち、平成 30 年度末までに既に目標を達成しているものは、「放課後児童クラブの設置数」、「子ども・若者総合相談センターでの相談件数」、「スクールカウンセラーの配置率」、「ココロねっこ運動取組件数」など 31 項目です。

今後も取組が必要と思われる項目については、本計画においても、引き続き数値目標の達成に向け、取り組んでいきます。